

《費用対効果分析説明資料》

事業名	道路改築事業(県道改築事業)	地区名等	夏泊公園線(東滝)
-----	----------------	------	-----------

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成20年6月国土交通省)」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局 都市・地域整備局)」及び「道路事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価とするものとした。

2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.20 km)

○C:総費用= 661 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	640	8	190	822
現在価値	593	1	69	661

(2)道路整備による便益

○B:総便益= 615 百万円 B':修正総便益= 879 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	9	0	0			9		
現在価値	146	4	0	60	405	615	1.429	879

3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.20 km)

○C1:総費用= 445 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	432	4	190	618
現在価値	377	1	69	445

(2)道路整備による便益

○B1:総便益= 615 百万円 B1':修正総便益 879 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	9	0	0	4		13		
現在価値	146	4	0	60	405	615	1.429	879

【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 615百万円 / 661百万円 = 0.93

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 879百万円 / 661百万円 = 1.33

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 615百万円 / 445百万円 = 1.38

修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 879百万円 / 445百万円 = 1.98

第三次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
 (土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名: 県道改築事業) (地区名等: 夏泊公園線 東滝)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
■	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
■	(1) 農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	改変計画内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域内の植栽空間などへの移植に配慮する。また、移植に当たっては、表土の保全と一体的な生育環境の保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 植生の改変や農林地等の緑地の改変に当たっては、植生や緑地が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	山林の切土により生じる法面には厚層基材吹付けを施工し、法面緑化を図る。
<input type="checkbox"/>	・ 間伐などによって発生した林地残材の有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。	
<input type="checkbox"/>	・ 人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、人工林の混交林、複層林化に努める。	
■	(3) 水系や水辺の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	・ 尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 河道の改変や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の保全と流路の分断防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・ 水辺の自然環境や緑地の保全と浄化機能の向上、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。	
<input type="checkbox"/>	・ 地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。	

(事業名:県道改築事業) (地区名等:夏泊公園線 東滝)

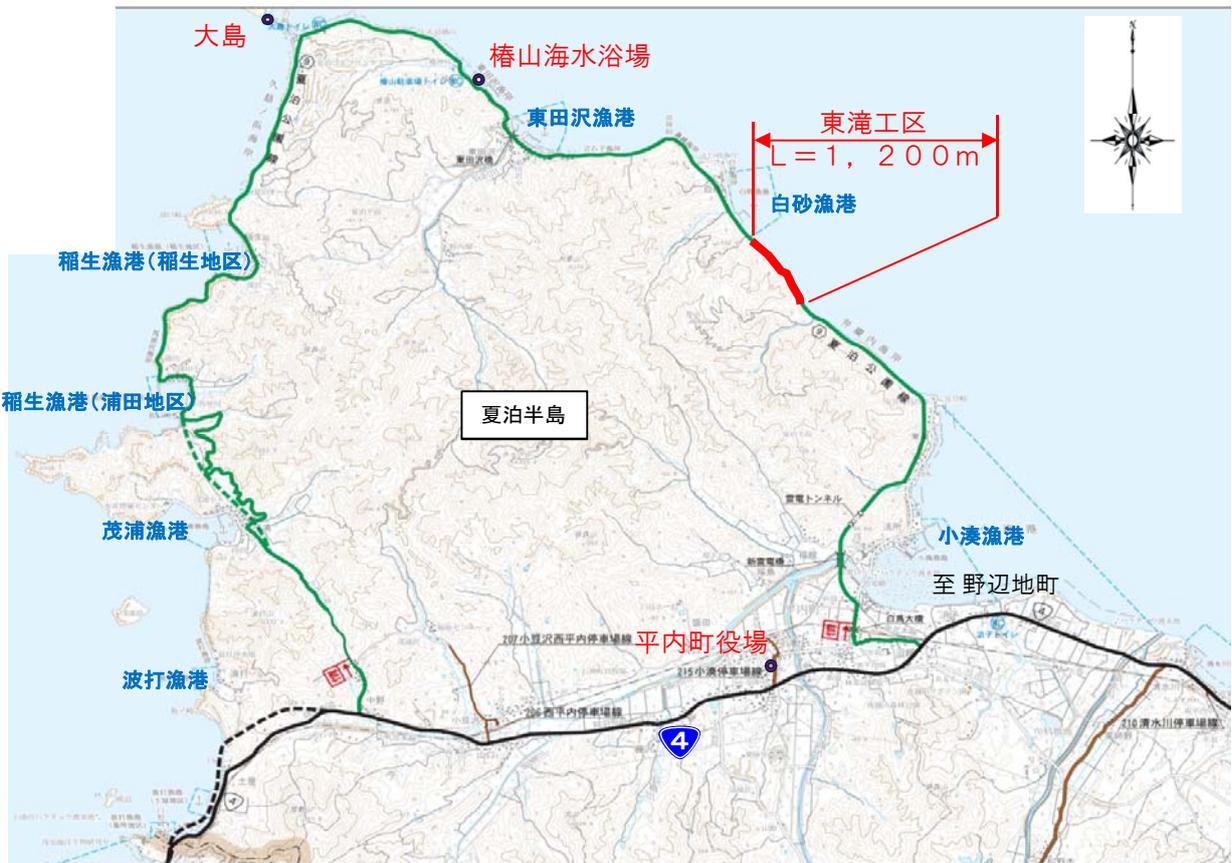
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
□	ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変 化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。	
□	・ 水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。	
□	・ 多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努 める。	
■	埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺 ・ 景観の保全に配慮する。	埋立に際し、波浪の影響で土砂による水の濁りが想定される場合は、必要に応じて汚濁防止膜の設置等の対策を講じる。
□	・ 大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫 に努める。	
■	(5)敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮	
■	植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境 ・ や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。	工事車両の整備を適切に実施し、騒音・振動を抑制する。排出ガス適合車を採用す る。
■	・ 低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努め る。	工事車両の整備を適切に実施し、騒音・振動を抑制する。排出ガス適合車を採用す る。
■	・ 重機による地形改変などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	土砂運搬の際に、土ぼこりが想定される場合はシート被覆等の対策を講じる。
■	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
■	・ 土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。	切土による発生土を、工区内の盛土に流用する。
□	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	
□	・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌 への影響の防止に努める。	
■	(7)廃棄物処理等への配慮	
■	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	伐根除根に伴う伐根材は、建設廃棄物再資源化施設等に搬入し、処理する。
■	・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などではできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に 処理する。	工事に伴い発生する廃材は、建設廃棄物再資源化施設等に搬入し、処理する。

[全体計画図]

(1)事業実施箇所位置図

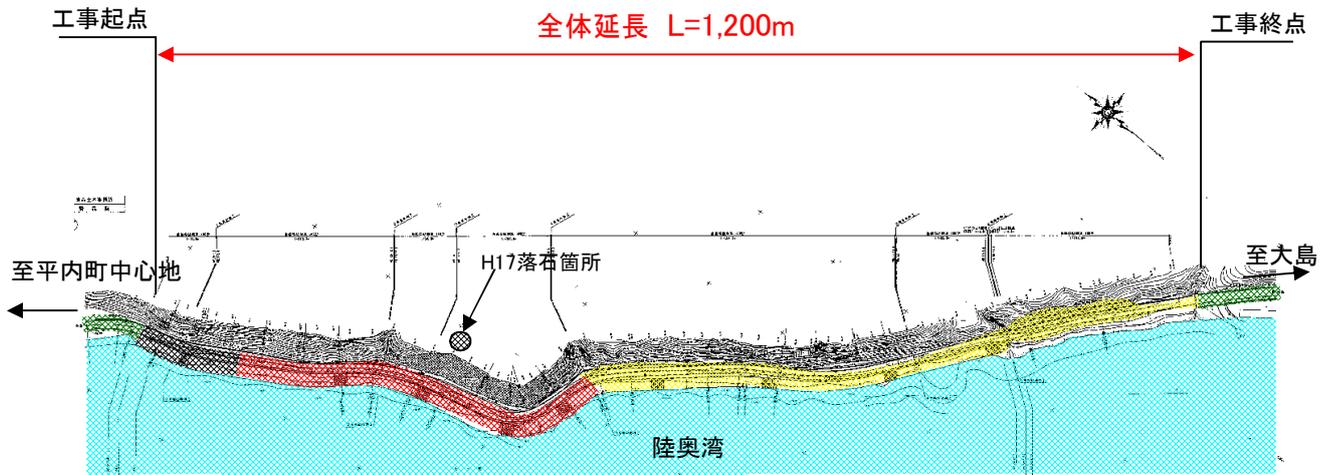


(2)詳細位置図



至青森市

(3)全体計画平面図

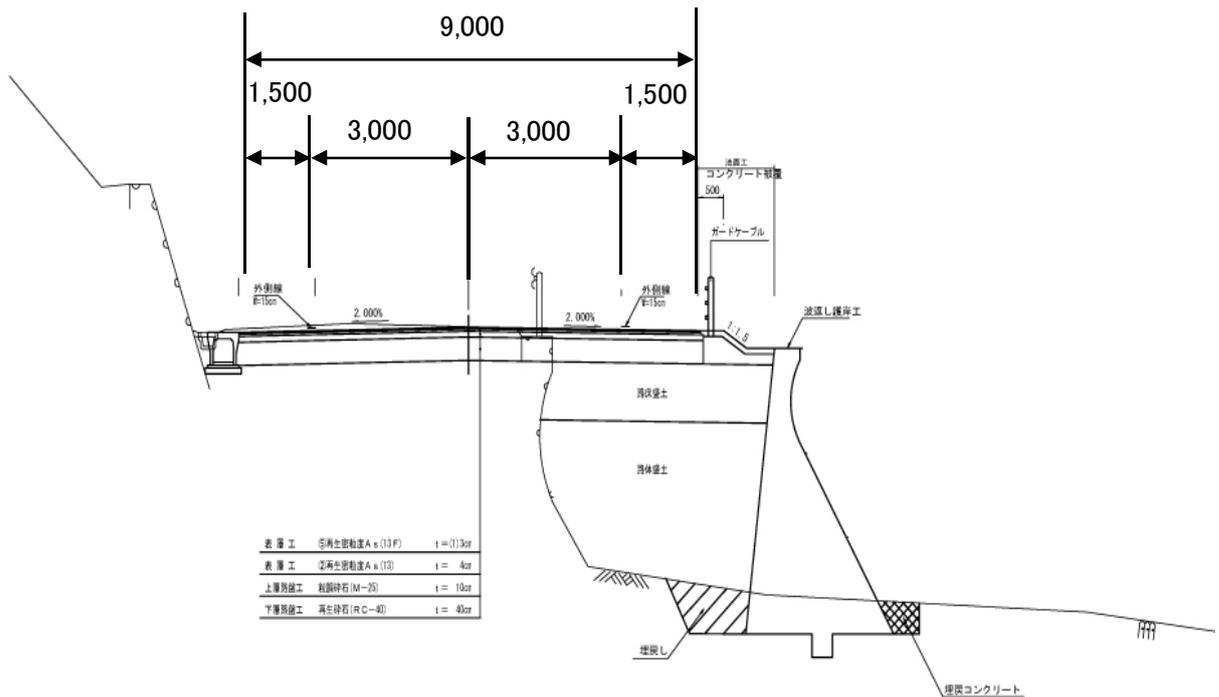


(凡例)

	現道
	改良済
	舗装済
	H24実施箇所
	H25以降実施箇所

[構造図]

○標準横断面図



[現道の交通状況]

①



・幅員狭小のため2車線確保されておらず、車両同士のすれ違いが困難である。

②



・幅員狭小、急カーブにより見通しが悪く、車両同士のすれ違い時は危険である。

③



・平成17年4月、落石により通行止め。幅員が狭く迂回路もないため、およそ1ヶ月間通行止めとなった。